資料３－①　参考資料１

傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】新旧対照表

現　行	改正後（案）
１．はじめに **（１）消防法の改正～（３）府実施基準の改正（令和２年）**　略 （新設）	**１．はじめに** **（１）消防法の改正～（３）府実施基準の改正（令和２年）**　略 **（４）府実施基準の改正（令和８年）** ①　医療機関分類基準における特定病態（心停止）及び特定機能（ECPR）の追加 CPA症例に対する予後改善が期待されるECPRに対応可能な医療機関を選定できるよう、1 号基準（医療機関分類基準）の診療機能分類の中分類（特定病態）に「心停止（致死性不整脈等）」、小分類（特定機能）に「ECPR」を追加した。 ②緊急度が高い傷病者での特定機能対応医療機関の選定基準の見直し これまでの府実施基準では、緊急度が迅速評価の赤１に該当し、ロードアンドゴー（L&G）となる症例で、特定病態を疑っても特定機能対応医療機関へ搬送できる仕組みとなっていなかった。このため、緊急度が高い症例においても、ハイリスク症候から特定病態が推定できる場合は、特定機能対応医療機関を選定できるよう見直した。 ③２次補足因子の症状・徴候についての見直し 府実施基準の検証結果やORION等のデータを踏まえ、救急隊による病態類推の精度向上を図るため、観察項目を追加した。 ④外因カテゴリーにおける初期対応医療機関（小児科）の追加 外因カテゴリーにおいて、緊急度「黄以下」の小児傷病者で、小児科対応が可能であるにもかかわらず原因の種類によっては医療機関選定が困難であったため、症状・徴候別対応医療機関選定一覧に初期対応医療機関（小児科）を追加した。 これに伴い、堺市二次医療圏においては、府実施基準の改正にあわ

２．実施基準策定にあたっての考え方　（略）

３．堺市圏域における協議の場の設置について　（略）

４．傷病者の救急搬送に係る実施基準

１．第一号に基づく医療機関分類基準　（略）

（図表２）　**緊急度**　※府実施基準（本則）図表５より

「赤１」：極めて緊急度が高く、直ちに救命処置を必要とする
「赤２」：緊急度が高く、救命処置を必要とすることがあるが、病態を類推することが許される
「黄以下」：緊急度はそれほど高くない［緑（緊急度は低い）を含む］

（図表３）　**診療機能分類**　※府実施基準（本則）図表６より

〔緊急度・特定病態分類〕　（略）

〔特定病態・機能別分類〕

中分類（特定病態）		小分類（特定機能）
ア　循環器疾患	急性冠症候群	PCI 等
	肺動脈血栓塞栓症	
	急性大動脈解離	心大血管手術
	大動脈瘤切迫破裂	
イ　脳卒中	脳梗塞	t-PA
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術
	脳出血	脳外科手術

せ、本実施基準の改正を行い、医療機関リストに特定病態（心停止）及び特定機能（ECPR）を追加した。

２．実施基準策定にあたっての考え方　（略）

３．堺市圏域における協議の場の設置について　（略）

４．傷病者の救急搬送に係る実施基準

１．第一号に基づく医療機関分類基準　（略）

（図表２）　**緊急度**　※府実施基準（本則）図表５より

「赤１」　：極めて緊急度が高く、直ちに救命処置を必要とする
「赤２」　：緊急度が高く、救命処置を必要とすることがある

「黄以下」：緊急度はそれほど高くない［緑（緊急度は低い）を含む］

（図表３）　**診療機能分類**　※府実施基準（本則）図表６より

〔緊急度・特定病態分類〕　（略）

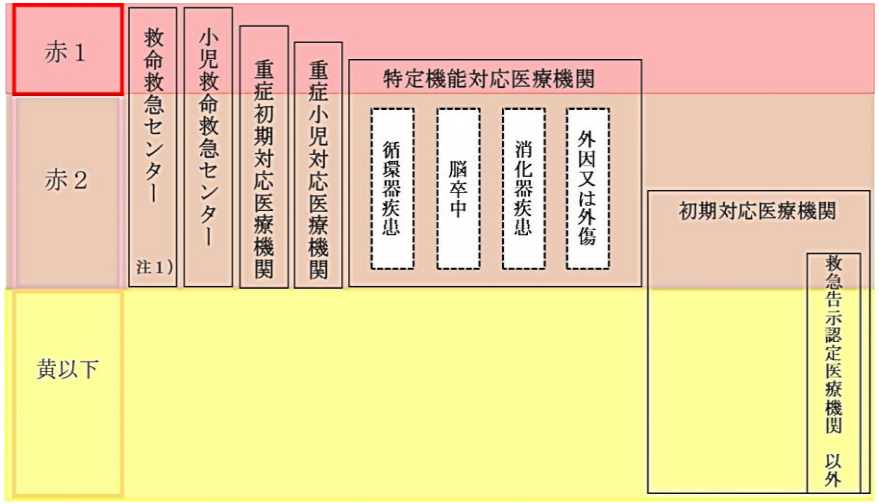
〔特定病態・機能別分類〕

中分類（特定病態）		小分類（特定機能）
ア　循環器疾患	急性冠症候群	PCI 等
	肺動脈血栓塞栓症	
	急性大動脈解離	心大血管手術
	大動脈瘤切迫破裂	
イ　脳卒中	脳梗塞	t-PA
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳血栓回収術・脳外科手術
	脳出血	脳外科手術

		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術
	くも膜下出血	脳外科手術
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・脳外科手術・脳血栓回収術
ウ　消化器疾患	消化管出血	内視鏡的止血術
		消化器外科手術
	急性腹症	消化器外科手術
エ　外因又は外傷	潜水病	高圧酸素療法
	減圧症	
	手指切断	手指又は足趾の再接着
	足趾切断	

（２）医療機関分類の基本枠組み　（略）

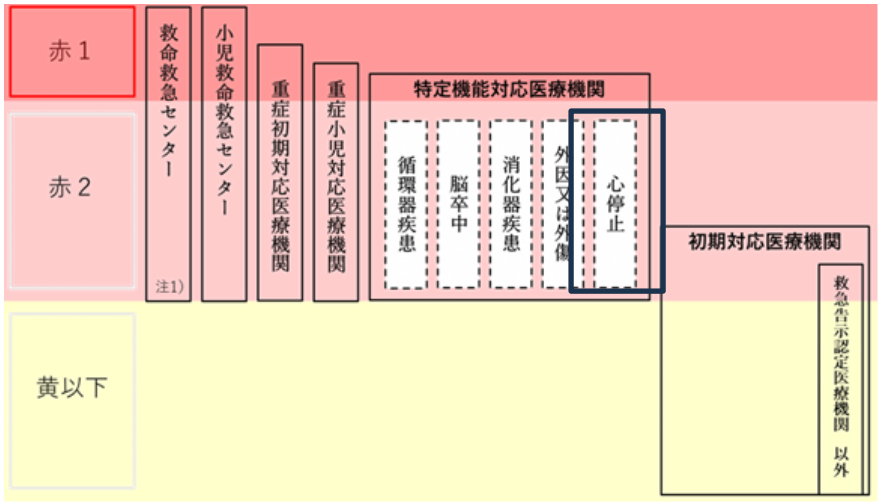
（図表４）**救急医療機関リストの枠組み（概念図）**※府実施基準（本則）図表７より



		t-PA・脳外科手術
		t-PA・<u>脳血栓回収術・脳外科手術</u>
	くも膜下出血	脳外科手術
		t-PA・脳外科手術
		t-PA・<u>脳血栓回収術・脳外科手術</u>
ウ　消化器疾患	消化管出血	内視鏡的止血術
		消化器外科手術
	急性腹症	消化器外科手術
エ　外因又は外傷	潜水病	高圧酸素療法
	減圧症	
	手指切断	手指又は足趾の再接着
	足趾切断	
<u>オ　心停止</u>	<u>致死性不整脈等</u>	<u>ECPR</u>

（２）医療機関分類の基本枠組み　（略）

（図表４）　**救急医療機関分類の枠組み（概念図）**※府実施基準（本則）図表７より



２～６　（略）	２～６　（略）
５．データ集積に基づく検証・評価と見直しについて　（略）	**５．データ集積に基づく検証・評価と見直しについて**　（略）
（図表４）　**病院前情報の項目例**　※府実施基準（細則）図表33より	（図表４）　**病院前情報の項目例**　※府実施基準（細則）図表34より
（図表５）　**病院後情報の項目例**　※府実施基準（細則）図表34より	（図表５）　**病院後情報の項目例**　※府実施基準　細則）図表35より
（図表６）　**検証指標情報項目（11 指標）**※府実施基準（細則）図表 35 より	（図表６）　**検証指標情報項目（11 指標）**※府実施基準（細則）図表 36 より
（図表７）　**実施基準検証対象分類表**　※府実施基準（細則）図表 36 より	（図表７）　**実施基準検証対象分類表**　※府実施基準（細則）図表 37 より
６．その他　（略）	**６．その他**　（略）